

利水者と千葉用水防災細則について勉強会を実施

平成29年12月21日に東総管理所では、利水者(東総広域企業団及び東総用土地改良区)と水資源機構防災業務計画千葉用水総合管理所細則について勉強会を実施しました。

今回の勉強会は、東総広域企業団2名、東総用土地改良区3名、機構職員2名 計7名が参加し、機構から防災時における防災態勢発令基準・業務内容及び連絡体制などについて説明するとともに、利水者の防災時における対応及び連絡体制の確認などについて意見交換を実施しました。

特に風水害時及び水質事故災害時における機構の対応について意見が出され、防災時における利水者との連携強化を図ることができました。



(勉強会実施状況)